

# 新宿区文化芸術振興会議 第2期の活動のまとめ

「新宿文化センターの在り方と運営方針」  
についての中間のまとめ



新宿区文化芸術振興会議



## 目次

I	はじめに	1
II	新宿区文化芸術振興会議(第2期)の活動状況について	1
第1編 新宿文化センターの在り方と運営方針		
I	新宿文化センターの概況	5
II	文化芸術振興会議(専門部会を含む。)における検討	11
	ー新宿文化センターの在り方と運営方針についてー	12・13
1	新宿文化センターをめぐる状況等	
	新宿文化センターをめぐる状況等	14
2	戦略	
	(1) イメージの確立	15
	(2) ポジショニング	15
	(3) 選択と集中	16
3	戦術	
	(1) 育成の方向(練習の場)	16
	(2) 専門家の活用	17
	(3) 職員の育成、配属等	17
	(4) 運営手法の充実等	17
4	マネジメント	
	コラボレーション・参加型公演	18
5	施設の充実等	
	(1) 施設の充実	19
	(2) パイプオルガン	19
第2編 「新宿区文化芸術の振興に関する懇談会 報告書」(平成21年10月)で提言された新宿区の文化芸術の振興のための28項目を基本とした重点項目の抽出・評価		
	文化芸術振興の重点項目に関する主な取り組み	23
資料編		
	資料1 関係法令	27
	資料2 委員名簿	39

## I はじめに

新宿区は、平成 22 年 4 月に「新宿区文化芸術振興基本条例」（以下「条例」といいます。）を施行し、新宿区基本構想及び新宿区総合計画に掲げる「文化芸術創造のまち 新宿」の実現に向け、取り組みを進めています。

この条例に基づき、平成 22 年 9 月に設置した新宿区文化芸術振興会議は、第 2 期（平成 24 年 9 月 9 日～平成 26 年 9 月 8 日）において、第 1 期と同様に、新宿区における文化芸術振興に関する次の事項について、調査審議を行いました。

(1) 及び(2)については、条例第 18 条第 1 号アの規定に基づき、当会議が決定した調査審議事項であり、(3)は、条例 18 条第 1 号イの規定に基づく区長の諮問による調査審議事項です。

- (1) 新宿文化センターの在り方と運営方針【第 1 編 5 ページ以降参照】
- (2) 「新宿区文化芸術の振興に関する懇談会 報告書」（平成 21 年 10 月）で提言された新宿区の文化芸術の振興のための 28 項目を基本とした重点項目の抽出・評価【第 2 編 23 ページ以降参照】
- (3) （仮称）新宿区立美術愛住館の設置

第 2 期において独自に設定した(1)「新宿文化センターの在り方と運営方針」については、先の(3)「（仮称）新宿区立美術愛住館の設置」の諮問があったため、諮問事項を優先して調査審議しましたが、平成 26 年 3 月に諮問が取り下げられ、これについての調査審議は終了となりました。

なお、(2)は第 1 期に引き続いての調査審議事項です。

## II 新宿区文化芸術振興会議（第 2 期）の活動状況について

### (1) 文化芸術振興会議

	開催日時	会場	出席委員	検討内容
第 1 回	平成 24 年 10 月 18 日(木) 午後 3 時～午後 5 時	新宿区役所 第 3 委員会 室	10 名	・委嘱状交付、会長・副会長選出、 専門部会設置 ・新宿区文化芸術振興会議第 1 期報 告書について ・新宿区文化芸術振興会議の運営（進 め方）について
第 2 回	平成 24 年 12 月 18 日(火) 午後 1 時～午後 3 時	新宿区役所 大会議室	9 名	・第 1 回振興会議の内容確認 ・第 2 期新宿区文化芸術振興会議の テーマ設定（案）について
第 3 回	平成 25 年 5 月 23 日(木) 午前 10 時～午後 0 時	新宿区役所 302 会議室	9 名	・第 2 回振興会議の内容確認 ・文化芸術振興の重点項目に関する 主な取り組みについて ・新宿文化センターの今後の在り方 について

	開催日時	会場	出席委員	検討内容
第4回	平成26年2月13日(木) 午後1時～午後1時50分	新宿区役所 大会議室	10名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付(新委員)</li> <li>・(仮称)新宿区立美術愛住館の設置について</li> <li>・専門部会の設置について</li> </ul>
第5回	平成26年9月3日(水) 午後2時から午後4時	新宿歴史博物館講堂	10名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回振興会議の内容確認</li> <li>・文化芸術振興の重点項目に関する主な取り組みについて</li> <li>・新宿文化センターの在り方と運営方針の中間のまとめについて</li> </ul>

## (2) 文化芸術振興会議専門部会

回数	開催日時	会場	出席委員	検討内容
第1回	平成24年11月19日(月) 午前10時～午後0時	新宿区役所 第4委員会室	3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会長の決定について</li> <li>・第1回の新宿区文化芸術振興会議の内容確認について</li> <li>・第2期新宿区文化芸術振興会議のテーマ設定(案)について</li> <li>・第2回の新宿区文化芸術振興会議に向けて</li> </ul>
第2回	平成25年4月15日(月) 午前10時～午後0時	新宿区役所 第4委員会室	3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宿文化センターの今後の在り方について</li> <li>・第3回の文化芸術振興会議に向けて</li> </ul>
第3回	平成26年2月13日(木) 午後1時55分～午後3時	新宿区役所 大会議室	3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)新宿区立美術愛住館の設置について(諮問に対する論点整理)</li> <li>・次回の専門部会について</li> </ul>
第4回	平成26年8月5日(火) 午前10時～午後0時	政策研究大学院大学 垣内研究室	3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回振興会議の内容確認</li> <li>・文化芸術振興の重点項目に関する主な取り組みについて</li> <li>・新宿文化センターの在り方と運営方針の中間のまとめについて</li> </ul>

## (3) 新宿文化センターの在り方の検討に関するプロジェクトチーム

回数	開催日時	会場	検討内容
第1回	平成25年1月22日(火) 午後4時～午後6時	新宿区役所 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宿文化センターの今後の在り方について</li> <li>・パイプオルガンについて</li> </ul>
第2回	平成25年4月8日(月) 午前10時～午後0時	新宿区役所 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宿文化センターの今後の在り方について</li> <li>・文化芸術振興会議専門部会(4月15日)の資料について</li> </ul>



## 第 1 編 新宿文化センターの在り方と運営方針

## I 新宿文化センターの概況

新宿区では、区成立 25 周年記念事業の一つとして、「区民総合集会施設」の建設を計画し、途中、オイルショック等による計画保留等がありました。大きな期待の中、昭和 54 年（1979）4 月に開館を迎えました。

以降、現在に至るまで、新宿区における文化芸術活動の拠点として活用され、大きな役割を果たしてきました。

しかし、開館後、新宿文化センターを取り巻く状況は大きく変化してきています。区内では、角筈区民ホール等が新たに開設される一方、東京厚生年金会館、コマ劇場等、民間ホールの閉館が相次ぐ一方、区外では様々なホールが開設されました。

また、利用者のニーズも大きく変化し、館の施設の老朽化も進んできています。

このような状況下で、新宿区における文化芸術活動の拠点として、時代の環境や変化に適切に対応した活用が求められています。

また、新宿文化センターは、その施設・設備について、次のアからウまでにより、休館を伴う修繕が必要な状況にあります。

ア 建築基準法施行令の一部改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）による「特定天井落下防止対策」\*の必要性

\*地震に対する建築物の安全性の確保を図るため、天井等の構造方法に係る基準が強化され、新基準に対応する部材を使用する等の対応が必要となった。

- ・一定の重量があること 単位面積重量 2 kg/m<sup>2</sup>
- ・一定の高さがあること 6m 超
- ・一定の面積があること 面積 200 m<sup>2</sup>超

イ パイプオルガンの老朽化の進行（異音の発生等）に伴うオーバーホールの必要性

ウ 館全体の老朽化の進行（大ホール舞台床をはじめ、昭和 54 年の開館当時の状態のままの部分もある。）による長期休館を伴う大規模修繕の必要性

### (1) 設置の根拠

新宿文化センターは、「新宿区立新宿文化センター条例」を設置根拠とし、同条例第 1 条では「区民に文化的活動等の場を提供し、もって文化芸術の振興及び区民の文化の向上を図るため、新宿区立新宿文化センターを設置する。」と規定しています。また、第 1 条の設置の目的を達成するために、「文化センターの利用に関すること」、「文化芸術の振興に関すること」、「区民に対する文化の普及及び支援に関すること」、「その他区長が必要と認める事業」を行うことが同条例第 3 条には定められています。

### (2) 開館時の基本的な考え方

新宿文化センターの開館時の基本コンセプトは、昭和 48 年(1973)の新宿区基本構想にみることが出来ます。そこには、「区民が音楽、絵画等に接し、創造的な生活を学ぶ場が不足しており・・・(中略)・・・、また、誰でも文化活動ができ、



鑑賞、発表のできる総合的な常設施設の整備を図る。」ことが記されており、「地域文化のシンボルと区民交流の場」として設置されました。

そのため、「月の前半は、区民の文化活動の場として、区民を主体とするアマチュア文化団体の優先利用させることとし、月の後半は、ホールの特性を活かして、クラシック音楽の分野に限って、一般利用を認める。」を施設利用方針として、施設の運営を開始しました。また、多くの区民に文化芸術の鑑賞機会を提供するため、館の管理運営主体である財団法人新宿文化振興会（現在の公益財団法人新宿未来創造財団）は、主催事業の鑑賞料金について、上限額を 3,000 円に設定していました。

開館時の評価としては、「都内にクラシックホールが数少ないこと、オーケストラに最適なホール」として演奏家・評論家から高い評価を受けていたことや、「都内有数の音楽ホール、音楽の殿堂」として評価されていたことが、『新宿文化センター5年の歩み』や『10年の歩み新宿文化センター』に記されています。また、こうした開館時の施設利用の基本方針については、平成 18 年度の指定管理者制度導入時に見直されましたが、現在の登録団体優先制度にその考え方は引き継がれています。

### (3) 施設の概要

大ホール（1,802 席）、小ホール（210 席）、展示室、第 1～第 5 会議室、和会議室、リハーサル室、レストラン、駐車場

### (4) 運営状況

新宿文化センターは、「公益財団法人新宿未来創造財団」が指定管理者として、管理運営を行っています。

- ・利用時間帯 3 区分 午前（9～12 時）・午後（13～17 時）・夜間（18～22 時）
- ・別紙資料「新宿文化センター施設利用料金一覧」のとおり

文化センターの利用料等の減免制度

区 分	利用料の減免額
公益財団法人新宿未来創造財団の主催事業	免除
区主催事業	50%減額
財団共催事業	25%減額
登録団体	使用料を 50%減額

### (5) 現況（指定管理、利用状況、文化センター及び区内・近隣自治体の類似施設等）

新宿文化センター開館以降、サントリーホールをはじめ、Bunkamura オーチャードホール、文京シビックホール、新国立劇場、すみだトリフォニーホール等が開設され、都内の音楽ホールの設置状況が大きく変化しています。一方で、演劇の分野では、シアターコクーン等専門性の高いホールが登場し、演出の方法と施設の仕様

が一致するような施設が主流となっています。以下、新宿区内外における主なホールの開館・閉館状況を示します。

① 新たなホールの開設

【新宿区内の主なもの】

・区民ホール

名 称	開 館	席 数
角筈区民ホール	平成元年	236
牛込筈区民ホール	平成3年	392
四谷区民ホール	平成9年	452

・民間ホール

名 称	開 館	席 数
東京グローブ座	昭和63年 (平成16年リニューアル)	703
東京オペラシティ コンサートホール	平成9年	1,632

【新宿区外の主なもの】

・公共ホール

名 称	開 館	所在地	席 数
練馬文化センター	昭和58年	練馬区	1,486
東京芸術劇場	平成2年	豊島区	1,999
中野ZEROホール	平成5年	中野区	1,292
新国立劇場	平成9年	渋谷区	1,814
すみだトリフォニーホール	平成9年	墨田区	1,801
文京シビックホール	平成12年	文京区	1,802
杉並公会堂	平成18年	杉並区	1,190
世田谷パブリックシアター	平成7年	世田谷区	約600
座・高円寺	平成21年	杉並区	298 *最大

・民間ホール

名 称	開 館	所在地	席 数
サントリーホール	昭和61年	港区	2,006
Bunkamura オーチャードホール	平成元年	渋谷区	2,150
Bunkamura シアターコクーン	平成元年	渋谷区	747

② 閉館となったもの【区内】

名 称	閉館	席 数
朝日生命ホール	平成 16 年	650
新宿コマ劇場	平成 20 年	2,100
シアターアプル	平成 20 年	700
シアタートップス	平成 21 年	155
東京厚生年金会館	平成 22 年	2,062

③ 分野別利用状況

新宿文化センターは、これまで「地域文化のシンボルと区民交流の場」、「区民総合集会施設」、「多目的文化施設」として位置付けられ、施設運営が行われてきました。

大ホールの利用状況からみると、クラシック音楽の割合は約3割であることや、民間企業の株主総会のための利用の増加など、多目的ホールとして利用されています。

・大ホール

(単位:%)

年度	クラシック音楽	バレエ・ダンス	演劇 ミュージカル	講演会	ポピュラー 音楽	その他（発 表会・合 唱・練習）
21年度	29.2	17.9	8.3	12.5	10.0	22.1
22年度	22.7	22.5	13.5	10.8	8.9	21.6
23年度	25.7	13.0	9.9	16.2	13.4	21.8
24年度	29.5	12.7	16.1	14.1	11.9	15.7
25年度	23.4	16.4	8.9	14.2	13.6	18.5

※「クラシック音楽」には「オペラ・オペレッタ」「パイプオルガン」の利用も含む。

・小ホール

(単位:%)

年度	クラシック 音楽	講演会	音楽 発表会	その他（主なもの）
21年度	21.0	24.9	15.2	練習(14.1) 落語・芸能(9.1) 演劇(9.1)
22年度	16.4	22.1	16.4	演劇(19.5) 練習(14.5) 邦舞・邦楽(3.2)
23年度	16.9	28.5	18.7	練習(15.0) 演劇(9.8) 落語・芸能(4.6)
24年度	18.0	34.0	20.7	練習(12.4) 落語・芸能(6.7) 邦舞・邦楽(4.0)
25年度	24.8	22.7	8.5	練習(17.1) 落語・芸能(11.4) 邦楽・邦舞(3.5)

※「クラシック音楽」には「オペラ・オペレッタ」「ピアノコンサート」の利用も含む。

・入場者数

(単位：人)

施設名	22年度	23年度	24年度	25年度
大ホール	306,912	185,331	238,587	267,961
小ホール	50,946	47,303	37,489	48,074
展示室	33,659	36,592	36,134	31,019
リハーサル室	31,581	22,922	24,312	23,710
第1会議室	26,269	23,247	23,292	25,568
第2会議室	15,053	14,059	14,752	13,575
第3会議室	10,305	8,176	8,628	8,100
第4会議室	9,300	6,802	6,720	7,595
第5会議室		5,584	6,555	7,385
和 会議室	8,907	11,473	8,864	7,700
会議室 計	69,834	69,341	68,811	69,923
合計	492,212	361,489	405,333	440,687

※23年度は、震災に伴う工事のため2カ月間休止

・施設別稼働率

(%)

施設名	22年度	23年度	24年度	25年度
大ホール	78.0	78.2	74.7	74.5
小ホール	68.5	61.4	52.6	64.7
展示室	80.8	84.0	82.2	84.1
リハーサル室	82.1	72.1	85.8	81.7
第1会議室	77.8	74.3	78.8	77.9
第2会議室	76.9	74.5	79.1	76.1
第3会議室	68.3	66.3	66.6	71.8
第4会議室	63.9	60.1	63.2	64.9
第5会議室		57.1	67.7	74.1
和 会議室	46.3	44.4	46.4	45.9
会議室計	66.6	62.8	67.0	70.7
合計	71.2	66.8	69.7	71.6

・【オーケストラのフランチャイズ例】

楽団名	ホール名
新日本フィルハーモニー交響楽団	すみだトリフォニーホール
東京フィルハーモニー交響楽団	Bunkamura オーチャードホール
NHK交響楽団	NHKホール
日本フィルハーモニー交響楽団	杉並公会堂
東京交響楽団	ミューザ川崎

・【事業提携・芸術提携】

楽団名	提携先
読売日本交響楽団	東京芸術劇場
東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団	江東区
東京フィルハーモニー交響楽団	文京区

(6) 新宿区文化芸術の振興に関する懇談会の28項目の提言のうち、文化センターに関する7項目の提言について

新宿区文化芸術振興基本条例の制定に際し設けられ、条例制定内容を検討した「新宿区文化芸術の振興に関する懇談会」では、28項目の提言を行いました。そのうちの7つが新宿文化センターに関するものでした。内容は、次の①から⑦とおりです。これらの提言については、新宿文化センターの指定管理者事業評価を実施していて、この中の評価項目として、提言の進捗状況を毎年評価されています。

① ホールや文化センターに蓄積された強み等を活かした新宿文化センターのイメージ・発信力の強化

数多い大学・地域等のアマチュア交響楽団の定期演奏会、ジャズ・ポピュラー等、ホールの特色となりつつある分野や新宿文化センターに蓄積された強みを活かして、「クラシック、ジャズからポピュラーまで、さまざまなジャンルに彩られた音楽の殿堂」としてホールの特性を活かすことや、メディアやネーミングライツを利用するなど、新宿文化センターのイメージ・発信力の強化を図っていくことを提言します。

② 開設時の施設利用方針の緩和・見直し、より多くの区民に支持される公演の選択や入場者を意識した公演誘致、20代・30代の年齢層への認知度アップ

これまでの施設利用の視点に加えて、ホール（センター）の認知度を高める視点から多彩な公演を誘致することを提言します。

③ 文化芸術団体の活用・発表の場、練習・稽古場の不足の声に応えた新宿文化センターの施設を積極的に提供していく仕組みづくり

現在の登録団体制度に準じた文化芸術団体に対する準登録団体制度の導入（優先受付・利用料金の減免）を検討することを提言します。

④ 大小ホール、展示室、会議室などをフルに活用する事業、文化月間・文化ウィークによる通し活用や提案型利用、文化センター界隈の施設の拠点として周辺施設と一体となった事業の展開

- ・文化月間・文化ウィークによる文化センターの通し活用や期間を定めての事業提案型のホールやセンターの活用を行うことを提言します。
- ・区内の多様な演奏家やアーティスト、ライブハウス、劇場、ホール、能楽

堂、演芸場などをつなぐ地域連携の拠点としての大ホールや全館の運営（例：文化センター内だけのジャズ祭りからまちぐるみのジャズ祭りへ、歌舞伎町に整備される（仮称）大久保公園シアターパークとの連携や一体となった事業展開 等）を行うことを提言します。

- ・親子や高齢者など、家族や年代などを具体的にイメージしたホールの運営（例：乳幼児も聴けるコンサート、年代別なつかしの歌コンサート、親子またはシニア向け楽器・伝統芸能等体験講座 等）を行うことを提言します。

#### ⑤ 新宿の地域特性を活かした開館時間の拡大

新宿の地域特性や文化センターの立地条件等を十分に活かした、例えば、午前 8 時から午後 11 時までの開館時間の拡大の検討について提言します。

#### ⑥ 鑑賞モニター・友の会・地域との連携など参加協働型の施設運営

鑑賞モニター制度や、セグメント（分割）化を意識した友の会の導入、文化センター運営ボランティアの導入等、参加協働型の施設運営を行うことを提言します。

#### ⑦ 音楽・演劇・舞踊・伝統芸能等、演目の特性に合わせた文化センターと区民ホール等との連携

音楽等の演目の特性に合わせて新宿文化センター、区民ホール、（仮称）大久保公園シアターパークの役割分担を行う等、トータルな視点からの文化センターの運営を検討していくことを提言します。

## II 文化芸術振興会議（専門部会を含む。）における検討

昭和 54 年（1979）の開館以降、社会情勢や周辺環境、区民ニーズ等の変化等によって、新宿文化センターを取り巻く状況は大きく変化しています。このような現況を踏まえ、様々な視点から審議を重ね、論点ごとに整理し、中間のまとめとしたものです。

今後は、①同種のホール施設の開業、②色々な使い方をされ館の顔が見えない、③最近の演目に施設・設備が追いつかない、④ニーズの変化、⑤稼働率の向上など、新宿文化センターを取り巻く環境の変化を認識した上で、「ポジションの明確化」や「イメージの確立」など、“戦略”を明確化し、個別の施策としての“戦術”を検討していく必要があります。

今までは、新宿文化センターにおける事業や運営面など、ソフトの観点を中心に審議を進めてきましたが、いずれの論点も施設改修などのハード面にも密接に関連があります。一方で、特定天井落下防止策の検討や、パイプオルガンの老朽化の進行などの施設面での課題に対して検討も進められています。

これらの課題に対する区の方針、具体的な対応策の検討等に着目しながら、その進捗状況に合わせて、次期以降も審議を継続していくことが必要です。

※ 次頁の図は、会議での意見をまとめ、整理をしたものです。

# 1 新宿文化センターをめぐる状況等

## 新宿文化センターをめぐる状況等

昭和 54 年の開館当時は、都内でも有数の音楽ホールでしたが、サントリーホールをはじめとして、近隣に同様なホールが作られると、文化センターをめぐる状況も大きく変化してきました。音楽ホールとしての活用は十分可能ですが、最近のホールは、演出に合わせた仕様となる等、専門性が高められるとともに、設備も進んだものとなっています。また、稼働率の低下を真摯に受け止める必要があります。

### 委員の主な意見

- ・ サントリーホール、オーチャードホール、文京シビックホール、国立劇場等ができた中で、文化センターはオペラ等様々な公演をしてきたが、サントリーホール開館あたりを契機として、都内の状況が、音楽関係においては変化してきている。
- ・ 最近の施設は非常にアドバンストなので、今の文化センターのハードに相当お金をかけても、他の新しいホールにキャッチアップするのは難しいのではないか。
- ・ 文化センターは音楽ホールとしてはいいが、ハードの仕様は、サントリーホール等の専門の音楽ホールとは少し違う。
- ・ 来日オーケストラの方によると、話に上がるのはまずサントリーホール、二番目にミュージア川崎。次に、オーチャードホール、上野の文化会館等。文化センターは知る限りではほとんど出てこない。
- ・ 演劇でも専門的なホールができ始めて、かなり専門性が高く、演出の方法と施設の仕様が一致するような流れになってきている。
- ・ 新宿コマ劇場、東京厚生年金会館等区内のホールの閉館が進んだが、こうしたホールの利用者ニーズはどこへいったのか。
- ・ 大ホール、小ホール、展示室等は東日本大震災で2カ月休館したのに、翌24年度にも利用が下がったと読める。
- ・ ここ数年、約50万人の利用者で推移していたが、24年度は40万人。景気悪化、人口減、大震災等事情はあるかもしれないが、施設の稼働状況等から、危機感を持った方がいいような状態と思う。
- ・ キャパシティも十分にあり、音楽ホールとしては十分活用できると思う。著名な演奏家を呼ぶことは可能だと思う。

## 2 戦略

### (1) イメージの確立

新宿文化センターは多様な活用のされ方の中で、施設イメージがはっきりしないことが感じられます。これからは、核となるイメージの確立が必要です。

#### 委員の主な意見

- ・文化センターは、良いロケーションがメリットでもありデメリットでもあると思う。年間利用者数が50万人近くで新国立劇場の倍ぐらいになるが、ロケーションのよさから色々な使い方をされ、館の顔がはっきり見えないうように感じられる。
- ・何らかのイメージを固めて、選択をする時期に来ているのではないか。
- ・イメージに焦点を当てた事業を企画し、イメージを引っ張っていくと似た企画が文化センターに集まるようになり、貸し館としてもイメージに合う企画を誘致しているのではないか。
- ・文化センターのイメージが明確化してくれば、教育現場でもより活用できる。
- ・文化センターは音楽の殿堂として設立時の技術の粋を集めて作られ、今なお、音響的にはそんなに遜色はないと思うので、その強みをうまく生かすような形で、ブランド力を高めていくという方向性があり得るのではないか。

### (2) ポジショニング

新宿文化センターが、これまでの経緯、近隣の同種のホールとの関係、館の設備、客層等を踏まえて、どのようなポジションを取っていくのかを明確にする必要があります。

#### 委員の主な意見

- ・東京にある他のホールとの関係や競合も含め、どういうポジショニングをとるのかを考える必要がある。
- ・全国的に見た時、劇場としては非常に設備もよく、お客さんもついている、場所もいい、この強みをどのように活かして、新たなポジションをとるか。
- ・開館当時はクラシック音楽の殿堂だったかもしれないが、今は都内では、その点はそんなに強みではないと思う。
- ・音楽にある程度特化すべき。場所、設備を考えても、貴重な施設だと思う。
- ・クラシック音楽の比率が意外に高くない、大ホールでも3割位。小ホールでは音楽発表会、クラシックが中心のようだ。クラシックだけか、土地柄からジャズやポピュラーも含めた音楽の殿堂としていくのか。そういうビジョンが必要。



- ・バレエ公演は「ゆうぼうと(五反田)」が人気だが、文化センターの方が使い勝手がいいと思う。バレエ等での活用の方向もあるのではないかな。
- ・東京を代表するブランドになるのか、より地域に密着して文化や芸術を育てていく拠点になるのかでは、目指す方向性が違ってくる。
- ・3つの区民ホールがあるので、それらとの役割分担をきちんと考えていくことも大切。文化センターでなければできないようなものに集中していく在り方があっていい。

### (3) 選択と集中

利用者、区民等の意見、利用者ニーズ、社会の動向等を踏まえて、やるべき部分やめるべき部分をはっきりさせて、「選択と集中」を進めていく必要があります。

#### 委員の主な意見

- ・何でもやるというのは中々難しい。マーケットのニーズ等も加味しながら、何をやらないかを決めていき、残った所が重要なので、そこに集中する。
- ・利用者が減っているが、全国的に見ると50万人が入る劇場はそんなになんないと思う。強みは、それなりにいい箱で、お客さんがついていて、立地もよいこと。その強みを活かしていく。

## 3 戦術

### (1) 育成の方向（練習の場）

区内で不足する吹奏楽等の練習の場として、また、イメージアップの戦略として、育成、インキュベーターの役割を担っていくことが必要です。そのため、練習利用割引の拡大等が求められます。

#### 委員の主な意見

- ・育成の部分を狙うのもありと思う。割とそこは強い部分ではないかと思う
- ・自身で活動する区民の方や、外国籍の区民も多い。そういうフレッシュな方々を育てていくようなインキュベーターになるというのも1つの方向性と思う。
- ・学校との連携も大切。学生の練習利用の促進が必要
- ・練習利用割引は平日午前中に限られる。他のホールで割に遅い時間でも使えるところもあるようだが、文化センターは利用しづらい。
- ・会議室等も、合唱や弦楽器の練習はできる態勢で、稼働率もある程度よい。音楽関係の利用をもっとしやすくすればと思う。

## (2) 専門家の活用

委託か、しっかりしたポジションへの就任か、方法は別にして、専門家（芸術、コーディネーター、企画等）を活用して、イメージの確立を実現していく必要があります。

### 委員の主な意見

- ・アドバイザーやプロモーター、アートコーディネーター等を文化センターに配置することが必要
- ・東京芸術劇場であれば芸術監督がいて全体の企画を立てる。芸術監督のような人を館長に採用できないか。芸術監督がいないならば、外部アドバイザーのような方がいた方がいい。
- ・経営的な視点を持った方の参画が必要ではないか。

## (3) 職員の育成、配属等

高い専門性を備えた職員を育成し、継続的に配置する必要があります。また、区民、利用者と顔の見える関係を構築し、地域の文化芸術を振興していく必要があります。

### 委員の主な意見

- ・経営的視点で、新しい価値の創出と顧客のサービスについての専門性を持った職員の養成等も必要
- ・音楽もあり美術もあり舞台もあるなら、その専門職員を継続的に、少なくともある程度までは育てる必要があるのではないかと思う。
- ・スタッフの充実（広報活動、アウトリーチ活動、渉外等）

## (4) 運営手法の充実等

多彩で魅力的なステージを提供していくとともに、友の会の活用、ネーミングライツの導入等、運営手法を凝らしていく必要があります。

### 委員の主な意見

- ・サントリーホール等のランチタイムコンサートは結構満員になる。新宿では場所柄、会社関係の人が多と思うが、そういう方々もターゲットにするといい。
- ・「音楽・コーラスの集い」、「合唱祭」など、区民参加で長年続いている行事もあり、今後も長く続けていってほしい。
- ・最近、地方の無形文化財が改めて見直されている。文化センターは音楽に特化していくとしても、神楽みたいな伝統芸能もいい。
- ・演劇の割合を増やしてもいいと思う。

- ・新宿区は国際平和都市ということもあり、平和都市としての発信ということもできるのではないかと。
- ・社会参加の機会の拡充として、障害者に向けたコンサート等が少ないと思う。
- ・ブランド化、知名度を高めるため、国際的に優れた演奏家の公演等を行う。
- ・誕生日には館長からメッセージカードが届く等友の会を活用して、ソフト面がきめ細かく充実している施設もあると聞く。そのような取組が可能ではないか。
- ・例えばどう利用者の予約を獲得するのか、大ホールを練習に使いたい方にどのように使わせるのかという戦術的な議論については、できる限り規制緩和をして、ITも使って、夜間や直前予約を簡単にできるようにする等、色々な施策をとるべき。
- ・鑑賞等の効果を上げるため、アウトリーチ活動が必要。
- ・受益者負担の適正化を考えていかなければならない。
- ・住民や利用者に寄付等の働きかけを行う。
- ・C. C. Lemon ホール（現渋谷公会堂）のような、ネーミングライツの手法もある。

## 4 マネジメント

### コラボレーション・参加型公演

音楽でも違うジャンルでの、また、美術館とのコラボレーション等で、相乗効果を発揮させ、新しい魅力を提供していく必要があります。また、区民参加型や区民が企画から携わる公演等を行い、集客に結び付けていく必要があります。また、館のフランチャイズ化、業務提携等を検討する必要があります。

#### 委員の主な意見

- ・ジャズ祭り、沖縄音楽フェスティバル等のようなプロと地域をうまく融合した企画は、お客さんが入る実態がある。地域との連携やコーディネート力向上を進める必要がある。
- ・区民ホールだけではなくて、他機関、教育機関との連携等も必要
- ・一昔前は、劇場は劇場、ミュージアムはミュージアムという考え方だったと思うが、最近では知的インフラとして、ミュージアム・ライブラリー団体間の連携が見られるようになり、色々な広がり方があり得る。
- ・区民参加型にして、協働でつくっていくものが一番よいかと思う。
- ・ノウハウがある団体との連携により、アウトリーチ等色々な展開ができ、更にはシナジー効果も期待できる。
- ・フランチャイズ化は、非常にいいと思う。単に貸し会場ではなくて、公演も企画できるようにする。

## 5 施設の充実等

### (1) 施設の充実

文化芸術の活動の場としてだけではなく、食事、休憩、ギャラリー、交流の場、等様々な楽しみ方ができる施設とするとともに、気軽に立ち寄れる施設としていく必要があります。

#### 委員の主な意見

- ・文化センターは、いろいろな方がふらっと立ち寄るという感じではなく、何となく暗いイメージもあるので、その辺の改善が必要ではないか。
- ・外国のように鑑賞後に利用できるように遅くまでレストランが開いていたり、カフェで休めたりと、そういう色々な文化的な楽しみ、人々の集いの場所のようなところも欲しい。
- ・文化センターに人が集まれば、にぎわいが生まれ、文化の継承の場にもなる。芸術を鑑賞し、同時に新宿の歴史やまちの魅力に触れられるという場を作っていければ、壮大なアーカイブになると思う。
- ・ロビーには作品が幾つか並んでいる。そのようなギャラリーのように使えないか。
- ・いわば大人の社交の場として美術館や博物館を夜間に利用するようになっている。文化センターの在り方として考えていい。

### (2) パイプオルガン

音楽ホールとしては、パイプオルガンは魅力的であり、維持活用していく方法を探るべきと思われます。但し、更なる活用を図るとともに、維持費の確保等の工夫を凝らす必要があります。

#### 委員の主な意見

##### 【維持・活用】

- ・区民として、パイプオルガンはまさに文化センターの象徴だと思う。
- ・オルガン奏者によると、文化センターのパイプオルガンは仏製のとても立派なもので、サントリーホール等のものに劣るものではないので、残していただきたい。
- ・オルガニストは、練習する場所がなくて困っていると聞いたことがある。練習に活用するのはいいかと思う。
- ・ランチタイムコンサート等で広く聞いていただく機会をつくるといいのでは。
- ・パイプオルガンは修理をしないで日がたつほど、修理費がかかるようになっていわれている。
- ・パイプオルガンは、きっぱりやめる、なりふり構わずやるという、どちらかしかない

いのではないか。

#### 【魅力の発信】

- ・パイプオルガンの種類という点から、日本は世界でもかなり特殊な、恵まれた地域だと思う。東京を中心に2時間位の距離に20種類近くのパイプオルガンがあり、世界的に見ても非常に珍しいようだ。そういう角度からの発信はされていないと思うが、色々な形で文化センターのパイプオルガンを発信していける術はあるのではないか。
- ・パイプオルガンを小学生や中学生に見学させるということも大切だと思う。

#### 【維持費用の確保】

- ・まとめて4,500万円だというから、そんなお金はとて出せないという発想もわかるが、20年に1回オーバーホールしなければいけないのであれば、ちゃんと割り戻して年間の維持費として対応すべきではないか。
- ・小口の寄附等は、昔は面倒だったが、今はネットでもできる。比較的安価・簡単にできると思うので、寄付等一定の負担をしてくれる人の存在を示すのはいかがか。

#### 【撤去】

- ・使えない状態で放っておくと劣化するので、取返しのつかないことになる。やめるのであったら費用もかかるだろうが撤去してしまった方がいい。
- ・やめるなら年間400万円が浮くが、その予算を他の何かに、例えばバリアフリーのために活用する等の代替案があれば、考える余地が出てくると思う。

#### 【その他】

- ・文化センターは後でパイプオルガン設置したことにより、構造上・演出上、若干の影響があると思う。



第 2 編 「新宿区文化芸術の振興に関する懇談会 報告書」(平成 21 年 10 月)で提言された新宿区の文化芸術の振興のための 28 項目を基本とした重点項目の抽出・評価

## 文化芸術振興の重点項目に関する主な取り組み

### 第2期文化芸術振興会議における調査審議事項としての重点項目

#### 1 「まちの記憶を継ぐ・活かす」、「まちへの愛着と誇りを育てる」

- ① 文化芸術団体・学校・地域をつなぐ文化面からのコーディネートの実施  
⇒・まちへの誇りと愛着を育て、次の世代に豊かな新宿のまちの記憶を継承していくためには、多くの団体が新宿のまちに目を向け、関心を高めてもらうことが必要。
- ・新宿歴史博物館をはじめ、様々な専門性を持つ機関が活動をしている中で、博物館ボランティア等の活用等、文化面からのコーディネートの推進。
  - ・地区協議会の活動、新宿区地域文化財事業等による地域の魅力の掘り起し。

#### 平成25年度の主な取り組み

- ボランティアガイド等によるまち歩きツアーの実施  
新宿まち歩きガイド運営協議会によるまち歩きツアーの実施（7回）、新宿ぶらり散歩塾の実施（10回、228名）、歴史文化探訪の実施（6回、285名、ボランティア137名）等
- 地域文化財事業による地域の魅力の掘り起し  
地域文化財の新規認定（6件）
- 人材バンクの活用  
文化、スポーツ、国際理解、芸術など幅広い分野での地域人材の発掘、登録（登録者数904名）

#### 平成26年度の取り組み

- 平成26年4月に総合的な観光組織である一般社団法人新宿観光振興協会が設立されたことに伴い、今後は、新宿観光振興協会の事業の一環として、まち歩きガイド団体と連携
- 地域文化財事業による地域の魅力の掘り起し
- 人材バンクの充実
- 文化、スポーツ、国際理解、芸術など幅広い分野での地域人材の発掘、登録、養成講座の実施等

#### 2 「子どもの生きる力と豊かな心を育む」

- ① 文化芸術団体・学校・施設・地域をつなぐ文化面からのコーディネートの実施  
⇒・学校の取り組みへの期待と難しさがある中で、地域で活動するスクールコーディネーターや学校と文化芸術団体等をつなぐことが必要。
- ・第1期会議では、教育委員会や教育現場と文化芸術団体等との連携や、地域の文化財等の情報の共有化の必要性が議論されており、今後の課題のひとつ。



#### 平成25年度の主な取り組み

- レガス子どもクラブ・子ども未来講座の実施  
レガスクラブ（延5,566名）、子ども未来講座（延1,435名）、のびのびクラブ（延1,838名）、新宿ミュージカル講座（延1,230名）
- 美術鑑賞教室の実施  
損保ジャパン東郷青児美術館での対話型美術鑑賞教室の実施（小学校29校、中学校7校）
- 新宿歴史博物館と学校との連携  
社会科見学・職場体験等の受け入れ（小学校32校（児童1,202名、教諭95名）、中学校5校（生徒714名、教諭1名））等
- ドレミクラブによる学校へのアーティスト派遣  
新宿未来創造財団推薦アーティストの学校派遣（小学校7校、鑑賞者1,761名）

#### 平成26年度の取り組み

- レガス子どもクラブ・子ども未来講座の実施  
レガスクラブ、子ども未来講座、新宿ミュージカル講座等、子ども向けプログラムの実施
- 美術鑑賞教室の開催  
損保ジャパン東郷青児美術館での対話型美術鑑賞教室の開催と事前学習授業の実施
- 新宿歴史博物館と学校との連携  
社会科見学・職場体験等の受け入れ、歴史文化に関する学校授業メニューの提案、学芸員出張事業等の実施
- ドレミクラブによる学校へのアーティスト派遣  
一部の学校のみの実施に止まっているため、廃止。

- 3 「新宿からの文化芸術を創る・発信する」、「民（みんな）の力でつくられたまちを支える」、「新宿のまちに人を惹きつける」、「新宿力のふたをあける（発揮する）」、「多様な人と人とをつなげる」
- ① 「まちの記憶を継ぐ・活かす」、「子どもの生きる力と豊かな心を育む」、「文化芸術の創造・発信」等の場面での文化芸術団体、施設、地域をつなぐ文化芸術面からのコーディネートの実施、文化芸術ボランティアの育成とネットワーク化
  - ② 大学・専修学校等の力を活かした文化交流・地域連携事業の実施
  - ③ 企業との連携による地域連携事業の実施
  - ④ 韓国文化院、国際交流基金等との連携による文化交流・地域連携事業の実施  
⇒・区の文化芸術の振興を進めていくためには、区民、団体、学校、企業など、様々な主体をつなぎ、それぞれの主体の持つ力を引き出していくためには、マネジメント機能やコーディネート機能、また、そのための専門性やノウハウをより強化していくことが必要。

- ・区内には、大学や専修学校が数多くあり、また、企業メセナ協議会に参加している企業をはじめ、社会貢献を実践している企業あるいは関心の高い企業もたくさんある。新宿フィールドミュージアムの取り組みを通じての文化交流・地域連携の在り方を検討することが必要。

#### 平成25年度の主な取り組み

- 文化資源ネットワークの運営・構築  
四谷文化資源ネットワーク（参加18団体、連絡会2回）、落合文化資源ネットワーク（参加6団体）、新宿文化資源ネットワーク（参加14団体、平成26年2月初会合にて発足）
- 大学や企業との協力による新宿クリエイターズフェスタの実施  
草間彌生特別展、河口洋一郎特別展、こどもアートプログラム、学生アートコンペティションの実施
- 多文化交流事業の実施  
多文化交流プログラム（年24回 493名）、日本語スピーチコンテスト（147名）等
- 大使館等との協力による交流事業の実施  
国際都市新宿・踊りの祭典の実施（延3,182名）
- 文化芸術活動団体や企業等との協力による新宿フィールドミュージアム事業の実施  
来て・見て・楽しい 新宿フィールドミュージアム2013の開催（50団体、58イベント、約60万人（参加団体アンケートによる））

#### 平成26年度の取り組み

- 文化資源ネットワークの運営・構築  
四谷文化資源ネットワーク、落合文化資源ネットワークの運営と新宿文化資源ネットワークの構築
- 大学や企業との協力による新宿クリエイターズフェスタの開催  
アーティストの特別展の開催、こどもアートプログラム、学生アートコンペティション等の実施
- 多文化交流事業の実施  
多文化交流プログラム、日本語スピーチコンテスト等の実施
- 大使館等との協力による交流事業の実施  
国際都市新宿・踊りの祭典の開催
- 文化芸術活動団体や企業等との協力による新宿フィールドミュージアム事業の開催  
来て・見て・楽しい 新宿フィールドミュージアム2014の開催

# 資 料 編

## 資料1 関係法令

1 新宿区文化芸術振興基本条例	27
2 新宿区立新宿文化センター条例	29
3 新宿区立新宿文化センター条例施行規則	34

## 資料2 委員名簿

1 文化芸術振興会議	39
2 文化芸術振興会議専門部会	39
3 新宿文化センターの在り方の検討に関するプロジェクトチーム	40

## 資料 1 関係法令

### 1 新宿区文化芸術振興基本条例（平成22年新宿区条例第6号）

文化芸術は、人々の心を養い、生活に潤いと豊かさを、人生に喜びと力を与えてくれる。また、文化芸術は、人と人をつなぐ礎であり、互いの歴史や文化を理解し合うことは、地域社会や国際社会において異なる歴史や文化を持つ人々が共に生きていくための基盤ともなる。

新宿のまちは、江戸城外堀の開削を機に形成された由緒ある町や坂等の名を今なお広くとどめる一方、江戸時代の宿場・内藤新宿の開設時から今日に至るまで、多くの人々の営みの中で多彩な文化芸術を育み、常に新たな文化芸術を創造し、発信し続けてきた。

新宿のまちには、自然や歴史、文化芸術、経済活動等を通して、人々が長い間培ってきた豊かな地域の力がある。多様性と先端性を併せ持つ都市として、その懐の深さに魅かれて集まる様々な人々の無限に広がるエネルギーがある。

こうしたまちの特性を最大限に生かし、区民、文化芸術活動団体、学校、企業等、新宿区その他の文化芸術の担い手となるあらゆる主体が、その持てる個性を発揮し、互いに力を合わせ、自由で活発な文化芸術活動を展開することを通して、新宿のまちの持つ多彩な力を結集し、にぎわいと活力にあふれる「文化芸術創造のまち 新宿」を実現することを決意し、ここに、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、新宿区(以下「区」という。)における文化芸術の振興に関する基本原則を定め、区民、文化芸術活動団体、学校及び企業等の役割並びに区の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の担い手となるあらゆる主体の相互のかかわりを通して、新宿のまちの特性を生かした発展的な文化芸術の創造に資することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 次に掲げる者をいう。
  - ア 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者
  - イ 区内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - ウ 学校に在学する者
  - エ 区内において、文化芸術に関する創造的活動、文化芸術を支援する活動その他の文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う個人
- (2) 文化芸術活動団体 区内において、文化芸術活動を行う法人その他の団体及びその連合体をいう。
- (3) 学校 区内に存する学校(学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものを含む。)をいう。
- (4) 企業等 区内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 私たち区民 次に掲げるものをいう。
  - ア 前各号に掲げるもの
  - イ 区
  - ウ その他区において生み出される文化芸術の恵みを自ら積極的に享受し、又は享受しようとするすべてのもの

##### （基本原則）

第3条 私たち区民は、自らが文化芸術の担い手となることを自覚し、自主的かつ持続的に文化芸術活動を行うものとする。

- 2 私たち区民は、文化芸術活動を行うに当たっては、互いの文化芸術活動を理解し、及び尊重するものとする。
- 3 私たち区民は、文化芸術活動を行うに当たっては、その持てる個性を発揮するとともに、互いに連携及び協力を図るものとする。

4 私たち区民は、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の保護、保存、継承及び発展を図るとともに、新たな文化芸術を創造し、及び発信するものとする。

5 私たち区民は、等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備を図るものとする。

(区民の役割)

第4条 区民は、前条に規定する基本原則に基づく役割(以下「文化芸術振興に関する基本的役割」という。)を担うとともに、創意工夫を生かした自主的かつ創造的な文化芸術活動を通じて、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(文化芸術活動団体の役割)

第5条 文化芸術活動団体は、文化芸術振興に関する基本的役割を担うとともに、自主性及び創造性を生かした文化芸術活動を一層推進し、地域社会を構成する一員として、地域の文化芸術活動の活性化等に努め、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(学校の役割)

第6条 学校は、文化芸術振興に関する基本的役割を担うとともに、児童、生徒、学生等が文化芸術活動を体験し、及び文化芸術に関する作品に触れる機会の充実を図り、並びに文化芸術を担う人材の育成、地域の文化芸術活動の活性化等に努め、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(企業等の役割)

第7条 企業等は、文化芸術振興に関する基本的役割を担うとともに、地域社会を構成する一員として、その保有する資源を活用し、地域の文化芸術活動の活性化等に努め、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(区の責務)

第8条 区は、文化芸術振興に関する基本的役割を担うとともに、次に掲げる責務を有する。

(1) 文化芸術の振興に関する施策が総合的かつ持続的に行われるよう必要な措置を講ずること。

(2) 私たち区民が互いに連携し、及び協力する体制の強化を図られるよう必要な措置を講ずること。

(3) 地域の文化芸術活動の場の充実が図られるよう新宿区立新宿文化センター等区の施設の積極的な活用その他必要な措置を講ずること。

## 第2章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(地域の伝統、文化等の保護等)

第9条 私たち区民は、地域への愛着や誇りを育むため、地域で育まれた伝統及び特色ある文化並びに地域に現存する有形及び無形の文化財その他の歴史的文化的資源(以下「歴史的文化的資源」という。)の保護、保存、活用及び継承に努めるものとする。

(子どもの文化芸術活動への参加等の機会の確保)

第10条 私たち区民は、次代の文化芸術を担う子どもの豊かな人間性を育むため、優れた文化芸術に触れ、及び創造的な文化芸術活動に参加する機会の確保に必要な取組を行うように努めるものとする。

(文化芸術に関する情報の収集、提供等)

第11条 私たち区民は、文化芸術に関する情報を互いに利用し、及び共有するため、その収集、提供、発信その他の必要な取組を行うように努めるものとする。

(文化芸術に関する環境の整備)

第12条 私たち区民は、文化芸術活動の一層の活性化を図るため、文化芸術に関する人的なネットワークの構築その他の環境の整備に努めるものとする。

(公共的空間の活用)

第13条 私たち区民は、人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造できる場を提供するため、公共的空間の積極的な活用に努めるものとする。

(人材の発掘、育成等)

第14条 私たち区民は、積極的に文化芸術活動を行う者、歴史的文化的資源の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者その他の文化芸術を担う人材の発掘、育成等に努

めるものとする。

(多文化の交流の促進)

第15条 私たち区民は、文化芸術活動を通じて、世界の国々の多様な歴史や文化に対する理解を増進し、地域における多文化の交流の促進に努めるものとする。

(表彰)

第16条 区長は、文化芸術の振興に大きく寄与したもの及び文化芸術活動において著しい功績のあったものの表彰に努めるものとする。

### 第3章 文化芸術振興会議

(設置)

第17条 文化芸術の振興に関する基本的事項について調査審議するため、区長の附属機関として、新宿区文化芸術振興会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第18条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 次に掲げる事項について調査審議すること。

ア 文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項又は重要な事項

イ 文化芸術の振興に関し、区長が諮問する事項

(2) 文化芸術の振興を図るために必要な事項について、区長に意見を述べること。

(組織)

第19条 会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、学識経験を有する者、区内に住所を有する者、文化芸術活動団体の構成員、教育の関係者及び企業等(法人その他の団体にあつては、その構成員)のうちから、区長が委嘱する。

4 前3項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、新宿区規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3章の規定及び次項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。

(新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年新宿区条例第9号)の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

## 2 新宿区立新宿文化センター条例(昭和53年新宿区条例第18号)

(設置)

第1条 区民に文化的活動等の場を提供し、もつて文化芸術の振興及び区民の文化の向上を図るため、新宿区立新宿文化センター(以下「文化センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 文化センターの位置は、東京都新宿区新宿六丁目14番1号とする。

(事業)

第3条 文化センターにおいては、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 文化センターの利用に関すること。

(2) 文化芸術の振興に関すること。

(3) 区民に対する文化の普及及び支援に関すること。

(4) その他区長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 文化センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(管理業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務(以下「管理業務」という。)を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
  - (2) 第18条に規定する利用の承認、第19条に規定する利用の不承認及び第20条に規定する利用承認の取消し等に関する業務
  - (3) 第23条に規定する利用料金の納入、第25条に規定する利用料金の減免及び第26条に規定する利用料金の返還に関する業務
  - (4) 文化センターの施設、附帯設備その他の設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
  - (5) その他文化センターの管理に関し、区長が必要と認める業務
- (公募及び申請)

第6条 区長は、新宿区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 文化センターの事業計画書(以下「事業計画書」という。)
- (2) その他区長が必要なものとして規則で定める書類

(選定の方法及び基準)

第7条 区長は、規則で定める申請期間内に前条第2項の規定により申請した団体(以下「申請団体」という。)の中から、次に掲げる選定の基準に照らし、文化センターの管理を行わせるに最も適当と認める団体を、指定管理者となるべき団体として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、文化センターを利用するものの平等な利用を確保することであること。
- (2) 事業計画書の内容が、文化センターを利用するものへのサービスの向上を図るものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、文化センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費(以下「管理経費」という。)の縮減を図るものであること。
- (4) 当該申請団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (5) その他区長が文化センターの指定管理者となるべき団体を選定するために必要と認める基準

2 前条及び前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、指定管理者となるべき団体を公募の方法によらないで選定することができる。

(選定の結果の通知)

第8条 区長は、前条第1項の規定による選定を行つたときはすべての申請団体に、同条第2項の規定による選定を行つたときは当該選定の対象となつた団体に、速やかにその結果を通知しなければならない。

(再度の選定)

第9条 区長は、第7条の規定により指定管理者となるべき団体として選定した団体(以下「被選定団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を同条第1項の規定により選定した場合にあつては当該被選定団体を除く申請団体の中から同項の規定により、当該被選定団体を同条第2項の規定により選定した場合にあつては第6条及び第7条第1項の規定により、指定管理者となるべき団体を、再び選定することができる。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となつたとき。
- (2) 新たに判明した事実により、文化センターの管理を行うことが適当でないと認められるとき。

2 区長は、前項の規定により指定管理者となるべき団体を再び選定する場合(被選定団体から指定管理者となることを辞退する旨の申出があつた場合を除く。)には、前条の規定により選定の結果を通知した被選定団体に対し、速やかに当該通知を取り消す旨を通知しなければならない。

(指定管理者の指定)

第10条 指定管理者の指定は、被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

(指定管理者の指定等の公告)

第11条 区長は、次の各号のいずれかの場合には、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

- (1) 前条の規定により指定管理者の指定を行つたとき。
- (2) 第15条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はその管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第12条 新宿区(以下「区」という。)及び指定管理者は、文化センターの管理に関し、次に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

- (1) 事業計画書に関する事項
- (2) 第18条に規定する利用施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項
- (3) 管理経費に関する事項
- (4) 管理業務を行うに当たつて指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項
- (5) 法第244条の2第7項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)に関する事項
- (6) 第15条の規定による指定の取消し及び管理業務の停止の命令に関する事項
- (7) 文化センターの管理上区に生じた損害の賠償責任に関する事項
- (8) その他文化センターの管理に関し、区が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第13条 事業報告書は、毎年度終了後30日以内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が年度の途中において第15条の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の管理業務を開始した日から当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 当該年度の管理業務の実施状況
- (2) 当該年度の第18条に規定する利用施設等の利用状況
- (3) 当該年度の利用料金の収入の実績
- (4) 当該年度の管理経費の収支状況
- (5) その他区長が文化センターの管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(管理業務等の報告の聴取等)

第14条 区長は、文化センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理業務又は当該管理業務に係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第15条 指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて行う管理業務の全部若しくは一部の停止の命令は、次の各号のいずれかの場合に行うものとする。

- (1) 指定管理者が前条の指示に従わないとき。
- (2) その他当該指定管理者による文化センターの管理を継続することが適当でないと思われるとき。

(開館時間)

第16条 文化センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 前項ただし書に定める場合のほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を受けて、同項本文に規定する開館時間を変更することができる。

(休館日)



第17条 文化センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 毎月第2火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日の直後の休日でない日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項ただし書に定める場合のほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を受けて、同項本文に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用の承認)

第18条 文化センターの次に掲げる施設及び附帯設備(以下「利用施設等」という。)を利用しようとするものは、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) ホール

(2) 楽屋

(3) 特別控室

(4) 展示室

(5) リハーサル室

(6) 会議室

2 指定管理者は、前項の承認(以下「利用承認」という。)を行う場合において、文化センターの管理上必要があると認めるときは、その利用承認に条件を付することができる。

(利用の不承認)

第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用承認を与えないものとする。

(1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) その利用が施設等に損害を与えるおそれがあるとき。

(3) その他文化センターの管理上支障があるとき。

(利用承認の取消し等)

第20条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、その利用承認を取り消し、その利用承認の内容若しくはその利用承認に付した条件を変更し、又は利用施設等の利用を中止させ、停止させ、若しくは制限することができる。

(1) 利用承認を受けたもの(以下「利用者」という。)が利用の取消しを申し出たとき。

(2) 利用者が利用承認の内容の変更を申し出たとき。

(3) 利用者の利用が前条第1号又は第2号に該当すると認めるとき。

(4) 利用者が利用承認の内容と異なる利用を行い、又は利用承認時に付された条件(この条の規定により利用承認時に付された条件が変更された場合にあっては、当該変更後の条件)を遵守しなかつたとき。

(5) 利用者の利用がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は利用者が指定管理者の指示に従わないとき。

(6) 利用者が偽りの内容により第18条第1項の規定による申請を行う等不正の手段によつて利用承認を受けたとき。

(7) 利用者が災害又は事故により文化センターを利用できなくなつたとき。

(8) 公益上必要があると認められるとき。

(9) その他指定管理者が文化センターの管理上支障があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第21条 利用者は、利用施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更等の禁止)

第22条 利用者は、施設等に特別の設備を行い、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用料金の納入)

第23条 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

(利用料金の決定等)

第24条 利用料金は、別表に定める額を上限として、指定管理者が法第244条の2第9項の承認を受けて定める額とする。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 指定管理者は、第1項の規定により利用料金を定めたときは、当該利用料金について、区民等に周知するため必要な措置を講じなければならない。

(利用料金の減免)

第25条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第26条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、既に納められた利用料金の全部又は一部を返還する。

(1) 利用施設等を利用できないことについて利用者の責めに帰することができない事由があると認められるとき。

(2) 利用者が、利用施設等を利用する日前の規則で定める日までに、当該利用の取消し又は当該利用承認の内容の変更(利用料金を減ずることとなる変更に限る。)の申出を行ったとき。

(3) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第27条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第15条の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 利用者は、その利用を終了したとき又は第20条の規定により利用承認が取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第28条 指定管理者及び利用者は、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表(第24条関係)

1 施設

区分	1日当たりの金額	
	平日	土曜日 日曜日 休日
大ホール	559,200円	670,900円
大ホール第1楽屋		9,300円
大ホール第2楽屋		3,900円
大ホール第3楽屋		3,600円
大ホール第4楽屋		3,600円
大ホール第5楽屋		4,500円
大ホール第6楽屋		1,200円
大ホール第7楽屋		1,200円

区分	1日当たりの金額	
	平日	土曜日 日曜日 休日
特別控室		4,400円
小ホール	95,300円	114,500円
小ホール第1楽屋		3,900円
小ホール第2楽屋		1,800円
展示室		57,000円
リハーサル室	42,300円	50,800円
第1会議室	20,900円	25,400円
第2会議室	14,900円	18,100円
第3会議室	11,700円	14,400円
第4会議室	11,700円	14,400円
第5会議室	9,700円	11,800円
和会議室	22,300円	26,900円

## 2 附帯設備

区分	1日当たりの金額
附帯設備	1設備につき 99,000円

## 3 新宿区立新宿文化センター条例施行規則（昭和53年新宿区規則第49号）

（趣旨）

第1条 この規則は、新宿区立新宿文化センター条例（昭和53年新宿区条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公募に際して明示する事項）

第2条 区長は、条例第6条第1項の規定により地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする団体を公募するときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 新宿区立新宿文化センター（以下「文化センター」という。）の概要
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）の資格
- (3) 条例第5条に規定する管理業務の範囲及び内容
- (4) 条例第6条第1項の規定による公募を開始する日（以下「公募開始日」という。）
- (5) 条例第7条第1項に規定する選定の基準
- (6) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (7) 条例第18条に規定する利用施設等（以下「利用施設等」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (8) 文化センターの事業計画書に記載すべき事項
- (9) 第4条第2項各号に掲げる書類に関する事項
- (10) その他区長が必要と認める事項

（申請団体の資格）

第3条 申請団体の資格は、次のとおりとする。

- (1) 法人として登記されていること。
- (2) その他区長が別に定める要件を満たしていること。

（指定申請書及び添付書類）

第4条 条例第6条第2項の規則で定める申請書は、指定管理者の指定申請書（第1号様式）とする。

2 条例第6条第2項第2号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請団体の資格を有していることを確認することができる書類
- (2) 文化センターの管理に係る収支計画書
- (3) 文化センターの管理に係る人員の配置図
- (4) 申請団体の案内書
- (5) 申請団体の活動の実績(文化センターに類似する施設に係る業務の受託実績等をいう。)に関する書類
- (6) 申請団体の経営状況を説明する書類
- (7) その他区長が必要と認める書類

(申請期間)

第5条 条例第7条第1項の規則で定める申請期間は、公募開始日から30日を経過する日(当該日が新宿区の休日を定める条例(平成元年新宿区条例第1号)第1条第1項に規定する区の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該日の直後の休日でない日)までの期間とする。

(選定結果通知書)

第6条 条例第8条の規定による通知は、指定管理者選定結果通知書(第2号様式)により行うものとする。

(選定取消通知書)

第7条 条例第9条第2項の規定による選定の結果の通知を取り消す旨の通知は、指定管理者選定結果取消通知書(第3号様式)により行うものとする。

(指定通知書)

第8条 区長は、条例第10条の規定により指定管理者の指定を行つたときは、同条の被選定団体に対し、指定管理者指定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(事業報告書の記載事項)

第9条 条例第13条第2項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条第2号及び第3号に掲げる事業に係る実績
- (2) その他区長が必要と認める事項

(利用の申請等)

第10条 利用施設等を利用しようとするものは、新宿文化センター利用申請書(第5号様式。以下「利用申請書」という。)により指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる条例別表に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行うものとする。

- (1) 大ホール、大ホール楽屋及び特別控室 次のとおりとする。

ア 公演のために利用する場合 当該施設を利用しようとする日の属する月の12か月前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)から当該施設を利用しようとする日の14日前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)まで

イ アの公演の練習等のために利用する場合 当該施設を利用しようとする日の属する月の3か月前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)から当該施設を利用しようとする日の7日前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)まで

- (2) 小ホール、小ホール楽屋及び展示室 次のとおりとする。

ア 公演又は展示のために利用する場合 当該施設を利用しようとする日の属する月の6か月前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)から当該施設を利用しようとする日の14日前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)まで

イ アの公演の練習等のために利用する場合 当該施設を利用しようとする日の属する月の3か月前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)から、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める日まで

(ア) 小ホール及び小ホール楽屋 当該施設を利用しようとする日の2日前(当該日が

休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)まで

(イ) 展示室 当該施設を利用しようとする日まで

(3) リハーサル室及び会議室 当該施設を利用しようとする日の属する月の3か月前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)から当該施設を利用しようとする日まで。ただし、リハーサル室を大ホール楽屋として利用するときは、第1号アの例による。

3 指定管理者は、次に掲げる場合には、前項に規定する期間外においても、第1項の規定による申請を受け付けることができる。

(1) 区が区の事業として利用するとき。

(2) 区立の学校が学校行事として利用するとき。

(3) 区が出資する法人(以下「法人」という。)がその事業として利用するとき。

(4) 区又は法人が共催する事業として利用するとき。

(5) 区の区域内(以下「区内」という。)の官公署が区民を対象とした事業に利用するとき。

(6) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

4 第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、営利を目的としない区内の文化団体等が文化芸術の振興又は文化の向上のため利用する場合で、指定管理者が適当と認めたときは、同項で定める申請期間の開始の月のそれぞれ1か月前から申請を受け付けることができる。

5 指定管理者は、第1項の承認を行つたときは、利用申請書を提出したものに対し、新宿文化センター利用承認書(第6号様式。以下「利用承認書」という。)を交付するものとする。

6 利用施設等の利用を行おうとするものは、その利用の際に、利用承認書を係員に提示しなければならない。

(利用不承認通知書)

第11条 指定管理者は、条例第19条の規定により利用承認を与えないときは、当該利用承認を与えられないものに対し、新宿文化センター利用不承認通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(利用承認の取消し等)

第12条 条例第20条第1号の規定による利用の取消しの申請及び同条第2号の規定による利用承認の内容の変更の申請は、利用の承認を受けた日の7日前の日(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)まで、附帯設備に係る利用の取消しの申請及び利用承認の内容の変更の申請にあつては利用の承認を受けた日までに、利用承認書を添えて新宿文化センター利用取消申請書(第8号様式)又は新宿文化センター利用変更申請書(第9号様式)により行うものとする。

2 指定管理者は、次に掲げる場合には、前項の規定による利用承認の内容の申請を受け付けないものとする。

(1) 利用承認の内容の変更の申請をする日の翌日から当該変更後の利用しようとする日までの間が7日以内となるとき。

(2) 変更後の利用しようとする日の属する月が、当該利用承認を受けた日の属する月の翌月以降となるとき。

3 指定管理者は、第1項の申請を承認したときは、当該申請を行つたものに対し、新宿文化センター利用取消承認書(第10号様式。以下「利用取消承認書」という。)又は新宿文化センター利用変更承認書(第11号様式。以下「利用変更承認書」という。)を交付するものとする。

4 前項の規定により利用承認の内容の変更の承認を受けたものは、当該変更後の利用の取消しの申請及び当該変更後の利用承認の内容の変更の申請を行うことができない。

5 第3項の規定により利用承認の内容の変更の承認を受けたものは、その利用の際に、利用変更承認書を係員に提示しなければならない。

6 指定管理者は、条例第20条の規定(第1号及び第2号を除く。)により利用の承認を取消し、又は利用を中止させ、停止させ、若しくは制限した場合は、新宿文化センター利用取消等通知書(第12号様式)をもつて当該処分の対象者に通知しなければならない。

(その他の届出)

第 13 条 利用承認を受けたものが、プログラム、CD、テープ、書籍等及びこれらに関連する商品の販売を行うときは、指定管理者が別に定める書類により、あらかじめ指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の納付時期)

第 14 条 条例第 23 条の規定による利用料金の納付は、利用承認書の交付を受けたときに行わなければならない。ただし、楽屋及び特別控室並びに附帯設備の利用に係る利用料金並びに指定管理者が別に定める超過利用料金は、利用の承認を受けた日の当該利用の終了までに納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第 15 条 条例第 25 条の規定による利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、当該場合において行う利用料金の減額又は免除は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 区が区の事業として利用するとき。 利用料金の 50 パーセントを減額
- (2) 区立の学校が学校行事として利用するとき。 利用料金の 50 パーセントを減額
- (3) 法人が利用するとき(次号に掲げる場合を除く。)。 利用料金の 50 パーセントを減額
- (4) 公益財団法人新宿未来創造財団(以下「財団」という。)がその事業として利用するとき。 免除
- (5) 営利を目的としない区内の文化団体等が文化芸術の振興又は文化の向上のために利用する場合で、指定管理者が適当と認めるとき。 利用料金の 50 パーセントを減額
- (6) 区又は財団が共催する事業として利用するとき。 利用料金の 25 パーセントを減額
- (7) 区内の官公署が区民を対象とした事業に利用するとき。 利用料金の 25 パーセントを減額
- (8) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。 必要と認める額を減額又は免除

2 前項の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、利用の承認を受けた日の 7 日前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)までに、新宿文化センター利用料金減免申請書(第 13 号様式)により指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認める場合は、この限りでない。

3 指定管理者は、利用料金の減額又は免除の承認又は不承認の決定を行ったときは、当該利用料金の減額又は免除の申請を行ったものに対し、指定管理者が別に定める利用料金の減免承認(不承認)に係る書類により通知するものとする。

(利用料金の返還等)

第 16 条 条例第 26 条の規定による利用料金の返還を受けようとするものは、新宿文化センター利用料金返還請求書(第 14 号様式)に利用承認書、利用取消承認書又は利用変更承認書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 条例第 26 条第 2 号の規則で定める日は、次の各号に掲げる条例別表に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大ホール、大ホール楽屋及び特別控室 次のとおりとする。
  - ア 公演のために利用する場合 利用しようとする日の 90 日前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)
  - イ アの公演の練習等のために利用する場合 利用しようとする日の 7 日前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)
- (2) 小ホール、小ホール楽屋及び展示室 次のとおりとする。
  - ア 公演又は展示のために利用する場合 利用しようとする日の 30 日前(当該日が休館日に当たるときは、当該日後の直近の休館日でない日)
  - イ アの公演の練習等のために利用する場合 利用しようとする日の 7 日前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)
- (3) リハーサル室及び会議室 利用しようとする日の 7 日前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)

3 第 1 項の規定による申請に基づく利用料金の返還する額は、次の各号の区分に応じ、当該

各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第 26 条第 1 号に該当するとき。 全額
  - (2) 条例第 26 条第 2 号に該当するとき(利用施設等のうち附帯設備を除く。)。 利用料金の 50 パーセントに相当する額を上限とし、指定管理者が別に定める額
  - (3) 第 12 条第 1 項の規定により附帯設備の利用の取消しを申し出たとき。 全額
- 4 指定管理者は、利用の承認を受けたものが第 12 条の規定により当該利用の承認の内容の変更を承認された場合において、変更前に納付された利用料金と変更後の利用料金に差が生じたときは、その差額を納付させ、又はその差額の 50 パーセントに相当する額を上限として、指定管理者が別に定める額を返還するものとする。
- 5 指定管理者は、利用料金が納付された後に、前条第 2 項本文の規定により利用料金の減額又は免除の承認がされた場合において、減額又は免除前の利用料金と減額又は免除後の利用料金に差が生じたときは、その差額を返還するものとする。

(遵守事項)

第 17 条 文化センターを利用するものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の承認を受けた利用施設等以外の施設等を利用しないこと。
- (2) 附帯設備の利用は施設内で行うこと。
- (3) 許可なく火気を使用しないこと。
- (4) 収容定員を超えた人員を入場させないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

(入館の制限等)

第 18 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるものについて、その入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 善良な風俗を乱し、又は他人に危害若しくは迷惑を及ぼすもの
- (2) 酩酊(めいてい)しているもの
- (3) 騒じょう行為又は示威行為を行うもの
- (4) その他文化センターの管理上支障がある行為を行うもの

(補則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 53 年 9 月 1 日から施行する。〔以降略〕

## 資料2 委員名簿

### 1 文化芸術振興会議

	氏名	分野	所属・役職
会長	高階 秀爾	学識経験者	公益財団法人西洋美術振興財団 理事長 公益財団法人大原美術館 館長
副会長	垣内 恵美子	学識経験者	政策研究大学院大学 教授
委員	酒井 忠康	学識経験者	公益財団法人せたがや文化財団 常務理事 世田谷美術館 館長
委員	星山 晋也	学識経験者	早稲田大学 名誉教授 新宿区文化財保護審議会 会長
委員	今沢 章信	区民	公募区民
委員	大津 司	区民	公募区民
委員	乗松 好美	区民	公募区民
委員	大野 順二	文化芸術 活動団体	公益財団法人東京交響楽団 専務理事（楽団長）
委員	原口 秀夫	文化芸術 活動団体	公益財団法人損保ジャパン美術財団 専務理事 損保ジャパン東郷青児美術館 館長
委員	大和 滋	文化芸術 活動団体	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 参与
委員	佐藤 清親	教育	東京都立総合芸術高等学校 学校長
委員	舟橋 香樹	企業	大日本印刷株式会社 ICC本部長

### 2 文化芸術振興会議専門部会

	氏名	分野	所属・役職
専門部会長	垣内 恵美子	学識経験者	政策研究大学院大学 教授
専門部会員	大野 順二	文化芸術 活動団体	公益財団法人東京交響楽団 専務理事（楽団長）
専門部会員	大和 滋	文化芸術 活動団体	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 参与



3 新宿文化センターの在り方の検討に関するプロジェクトチーム

構成員	総合政策部長
	総務部長
	総合政策部企画政策課長
	地域文化部長
	総合政策部財政課長
	総務部施設課長
	地域文化部新宿未来創造財団等担当課長
	地域文化部文化観光課長



新宿文化センター大ホールとパイプオルガン

